

# 看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

## 1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

- 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者  
看護部長 宮川真弓
- 看護職員の勤務状況の管理  
勤務時間・週平均37.5時間以内
  - ・連続勤務5日以内
  - ・勤務状況、有給取得率、時間外業務の把握、指導夜勤勤務・夜勤明けの翌日は原則休み
  - ・夜勤平均回数5回以内/月
- 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議  
教育業務改善委員会（1回/月） 管理会議
- 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画  
計画の策定、年に1回の見直し、職員への周知（院内に掲示）
- 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開  
院内掲示 ホームページ上の公開

## 2. 看護職員の負担軽減及び処遇のための取り組み及び計画

- 勤務環境・処遇の改善

項目	取り組み
妊婦、子育て中 職員への配慮	・グループ内保育園の利用料負担 ・子の看護休暇制度（有給） ・夜勤免除、削減 勤務形態について個別相談・対応
要介護状態の家族を介護する職員への配慮	・介護休暇制度 勤務形態について個別相談・対応
配慮した勤務表作成	・夜勤明けの翌日は原則休み ・希望休の配慮 ・原則連続勤務5日までとする ・バースデイ休暇の取得 ・月平均10～11日休暇
有給取得の促進	・5日/年の取得 ・時間年休取得可
看護職員の適正配置	・看護職員の積極的な募集活動 採用活動 ・様式9 による人員配置基準 ・各病棟にクラーク1名配置
ICT活用推進	・インカムによる連絡体制
メンタルサポート	・1回/年 ストレスチェック ・採用後2週間以内の面接
看護補助者活躍推進への取り組み	・「看護補助者活用のための看護管理者研修」看護師長参加 研修受講終了後、看護職員の研修予定

## (2) 看護職員と多職種との業務分担

項目	取り組み
病棟内環境整備	・病棟内清掃業務を一部業者委託し業務軽減
洗濯物取り扱い	・患者の社会背景に応じて院内業務委託し業務軽減
患者の移送・移動	・担当看護師の指示のもと状態が安定している、軽介助での移動が可能な患者の移動・移送については看護補助者が行う
身体の清潔ケア 日常生活援助	・看護補助者は看護師の指示のもとで実施

## (3) 看護職員と多職種との業務分担 各部門別

部署	項目	取り組み
歯科	病棟の口腔ケアの支援	歯科衛生士による口腔ケア、及び口腔処置
	摂食嚥下支援	摂食嚥下評価に基づく嚥下訓練の実施
	嚥下内視鏡検査サポート	V E 検査時の補助、検査後の機械消毒・洗浄
リハビリテーション科	適切な病棟生活の支援	日常生活動作の評価及び提案
	介入時間の掲示	日々の介入時間を病棟側に掲示する
	ポジショニングの支援	臥床時、食事時のポジショニング提案
放射線	撮影後のフィルム、CT読影結果等を各病棟へ持参	
薬局	薬剤管理	病棟配置薬等の一部管理業務（救急カート含む）
	持参薬管理	持参薬の確認、整理
事務	医事システムの管理	カルテ等の監査業務
	医療器材・医療材料の管理	医療器材・医療材料の管理（発注・補充）
地域連携室	転院・紹介入院の調整 MSWと協働での入退院支援及び業務分担	

## (4) 職員が新興感染症に対する処遇

項目	取り組み
職員が新興感染症に罹患した場合	・有給休暇の残日数により特休付与